

令和3年2月22日

令和3年度高校特色づくり推進事業（課題解決型学習）委託業務 公募型プロポーザル方式募集要項

令和3年度高校特色づくり推進事業（課題解決型学習）委託業務について、公募型プロポーザル方式により、次のとおり事業者を募集します。各事業者におかれましては、本業務委託に係る提案書を作成し、期日までに提出してください。

1 業務の概要

(1) 業務名

令和3年度高校特色づくり推進事業（課題解決型学習）委託業務

(2) 業務期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

(3) 業務内容

仕様書のとおり

2 資料

(1) 令和3年度高校特色づくり推進事業（課題解決型学習）仕様書

(2) 公募型プロポーザル方式参加申請書（様式1）

(3) 宣誓書（本件公募型プロポーザル方式に参加することができる者であることを宣誓する書面）（様式2）

(4) 見積書（様式3）

(5) 質問票（様式4）

(6) 特別徴収義務に関する誓約書（様式5-1 様式5-2）

3 応募資格及び条件

(1) 応募資格

公募型プロポーザル方式への参加を申請しようとする者は、令和3年度高校特色づくり推進事業（課題解決型学習）を円滑かつ効果的に実施できる業者とする。ただし、次のアからオに掲げる要件をすべて満たさなければ応募することはできない。

ア 対象業務において、本市の入札有資格者名簿に登録されていること。ただし、名簿に登録されていない業者であっても次の(ア)から(イ)に掲げる書類を整えることができれば参加可能とする。

(ア) 商業登録簿謄本

(イ) 納税証明書（国税及び地方税）

(ウ) 特別徴収義務に関する誓約書（様式５－１及び様式５－２）

(エ) 業務に必要な許可等

イ 本件公募に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

ウ 公募参加申請の日から契約日までのいずれの日においても会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更正手続開始の申し立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされていないこと。

エ 尼崎市指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

オ 自己又は自社の役員等が、暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成２５年条例第１３号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（尼崎市暴力団排除条例第２条第３号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団密接関係者（尼崎市暴力団排除条例第２条第４号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）のいずれかに該当しないこと。また、その経営に実質的に関与していないこと。

(2) 応募条件

本市が望む事業展開及び人材の管理体制ができること。

4 公募型プロポーザル方式の参加申し込み

(1) 提出書類

ア 提案書（任意様式とする。作成要領は下記５を参照のこと。）

イ 公募型プロポーザル方式参加申請書（様式１）

ウ 宣誓書（様式２）

エ 見積書（様式３）

なお、アについては１５部、イ～エの書類については１部提出すること。

(2) 提出書類の配布期間

令和３年２月２２日から同年３月９日までの間に尼崎市のホームページよりダウンロードしてください。

(3) 参加申し込みの受付期間及び場所

ア 受付期間

(ア) 公募型プロポーザル方式参加申請書及び宣誓書

令和３年２月２２日から同年３月９日まで（ただし、日曜日等を除く。）

午前９時から午後５時３０分まで（ただし、正午から午後１時までを除く。）

(イ) 提案書及び見積書

令和３年３月１日から令和３年３月９日まで（ただし、日曜日等を除く。）

午前９時から午後５時３０分まで（ただし、正午から午後１時までを除く。）

※ (ア)・(イ)ともに郵送可。ただし締切日必着とする。

イ 受付場所

尼崎市教育委員会事務局学校教育部 幼稚園・高校企画推進担当

(尼崎市三反田町1丁目1番1号 尼崎市教育・障害福祉センター3階)

(4) (3)に掲げる期限までに公募型プロポーザル方式の参加申し込みを行わなかった者及び参加資格がないと認められた者(書類不備を含む)は、当公募型プロポーザル方式に参加することができない。

(5) 参加決定通知

3月11日までに電子メールにて通知します。

5 提案書の作成要領

提出する書類の規格は、A4版、長辺綴じ、両面印刷とする。

提案書については、1社につき1案とする。PRしたいポイントや記載内容の理由、背景など提案趣旨を明確に示すこと(資料が過大にならないように留意すること)。

6 経費

(1) 仕様書記載の生徒数を基に算定すること。

(2) 提案上限金額は1,914,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

※ 契約金額は、実際の事業の対象人数に応じて、変動するものとする。

7 質問票の受付及び回答

本事業の内容に関して疑義がある場合は、質問票(様式4)を下記の提出先にファックス又は電子メールで送付すること。電話、来庁等による質問は受け付けない。

(1) 提出期間

令和3年2月24日から同年3月3日の午前9時から午後5時30分まで

(2) 提出先

ファックス: 06-4950-5658

メールアドレス: ama-youkou@city.amagasaki.hyogo.jp

(3) 質問票の回答

令和3年3月4日にファックス又は電子メールにて質問者名を伏せて全ての参加業者に回答する。

(4) その他

審査基準に関する質問は受け付けない。

8 選定方法及び評価基準

本市職員で組織する高校特色づくり推進事業(課題解決型学習)受託業者選定委員会において、応募書類及びプレゼンテーションを通して総合的に審査を行い選定する。

(1) 評価基準

ア 提案及びプレゼンテーションの独創性・実現性・妥当性

- イ 事業者の信頼性・履行の確実性
- ウ 事業者の専門性
- エ 業務推進体制の安定性、円滑性
- オ 業務実施にあたっての安全性の確保
- カ 尼崎市および業務内容への現状把握・理解度
- キ スケジュールの妥当性
- ク コストの妥当性

(2) 審査日

令和3年3月下旬

9 選定審査対象除外（失格）

次のいずれかに該当する場合は、選定審査の対象から除外する。

- (1) 提出期限までに必要書類の提出がなかった場合（提出書類に不備があった場合を含む）
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 応募資格を欠いていることが判明した場合
- (4) 審査の公平性を害する行為を行った場合
- (5) その他応募者の失格事項に相当するものと尼崎市が判断した場合

10 審査結果の通知

審査結果は、文書により全応募者へ、応募者が指定した宛先に通知する。

発送予定：令和3年3月下旬予定

以 上